

2 労 福 第 997 号
令和 3 年 3 月 31 日

愛知県経営者協会
会長 加藤 宣明 様

愛知県労働局長
(公印省略)

リバウンド防止に向け「警戒領域」での感染防止対策の継続について(通知)

日頃は、本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

愛知県では、3月21日の「嚴重警戒宣言」の解除後も、感染の再拡大を防止するため、「警戒領域」での感染防止対策を実施しているところです。

県内の感染状況は、新規陽性者数が徐々に増加していることから、リバウンド防止に向け、三大都市圏である首都圏・関西圏の感染防止対策を踏まえ、名古屋市内の酒類を提供する飲食店等に対する午後10時までの営業時間短縮要請を4月21日(水)まで継続することといたしました。

合わせて、感染の再拡大を抑え込み、第4波の到来を防ぐため、県民・事業者の皆様、引き続き、不要不急の外出・移動の自粛や、徹底した感染防止対策などをお願いすることとしております。

つきましては、貴会関係者の皆様に御周知いただきますとともに、引き続き、本県の取組の趣旨に沿った感染防止対策に取り組まれますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>